

登園許可証明書

岩根みどり幼稚園・第二みどり幼稚園長殿

氏名

証明日：(西暦) 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、感染のおそれはないものと思われますので、登園してよいことを証明します。

(西暦) 年 月 日から療養開始

(西暦) 年 月 日から登園可

該当疾患 に○	疾患名	登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は 7 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 ・ 帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後 2 4 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	急性出血性結膜炎	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎 (A 型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑 (りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登園可
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えれば登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他伝染病 ()	

※ 幼稚園での注意事項

()

医療機関名

医師名

印

上記疾病の中には、学校保健安全法にもとづく学校感染症の分類で「その他の感染症」に属するものも含まれていますが、幼児の健康や体力及び幼稚園における生活の特殊性に鑑み、本園独自の判断で出席停止の措置を講じています。他の園児はもちろんのこと、その子育て世代であるご家族への感染を防ぐためにもご理解ご協力をよろしくお願いいたします。